

【土木工事共通仕様書の一部改定について（施工体制台帳、施工体系図）】

=現行=

土木工事共通仕様書 第1編 共通編 第1章 総則

1-1-12 施工体制台帳

1. 一般事項

受注者は、工事を施工するために下請契約を締結した場合には、建設業法第24条の7、及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第13条の規定による記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出しなければならない。

また、その他記載すべき内容については以下のとおりとする。

- (1) 建設業法施行規則第14条の2に掲げる事項
- (2) 安全衛生責任者名、安全衛生推進者名、雇用管理責任者名
- (3) 一次下請負人となる警備会社の商号又は名称、現場責任者名、工期

2. 施工体系図

受注者は、第1項に示す法律の定めに従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに監督員に提出しなければならない。

なお、施工体系図に記述する工事内容は、契約図書の工種区分との対比がわかりやすいように記述することとする。ただし、詳細になりすぎないように留意する。

3. 名札等の着用

(以下、省略)

(現行の記載対象)

- 施工体制台帳・・・建設業者、一次下請けとなる警備会社
- 施工体系図・・・建設業者、一次下請けとなる警備会社

=改定=

土木工事共通仕様書 第 1 編 共通編 第 1 章 総則

1-1-12 施工体制台帳

1. 一般事項

受注者は、工事を施工するために下請契約を締結した場合には、建設業法第24条の7、及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第13条の規定による記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出しなければならない。

また、その他記載すべき内容については以下のとおりとする。

(1) 建設業法施行規則第14条の2に掲げる事項

(2) 安全衛生責任者名、安全衛生推進者名、雇用管理責任者名

~~(3) 一次下請負人となる警備会社の商号又は名称、現場責任者名、工期~~

2. 施工体系図

受注者は、第1項に示す法律の定めに従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに監督員に提出しなければならない。

また、建設工事以外を委託した場合で、委託先による現場作業の安全管理義務が受注者にある場合は、委託先の商号又は名称、現場責任者名、工期を記載する。

なお、施工体系図に記述する工事内容は、契約図書工事の工種区分との対比がわかりやすいように記述することとする。ただし、詳細になりすぎないように留意する。

3. 名札等の着用

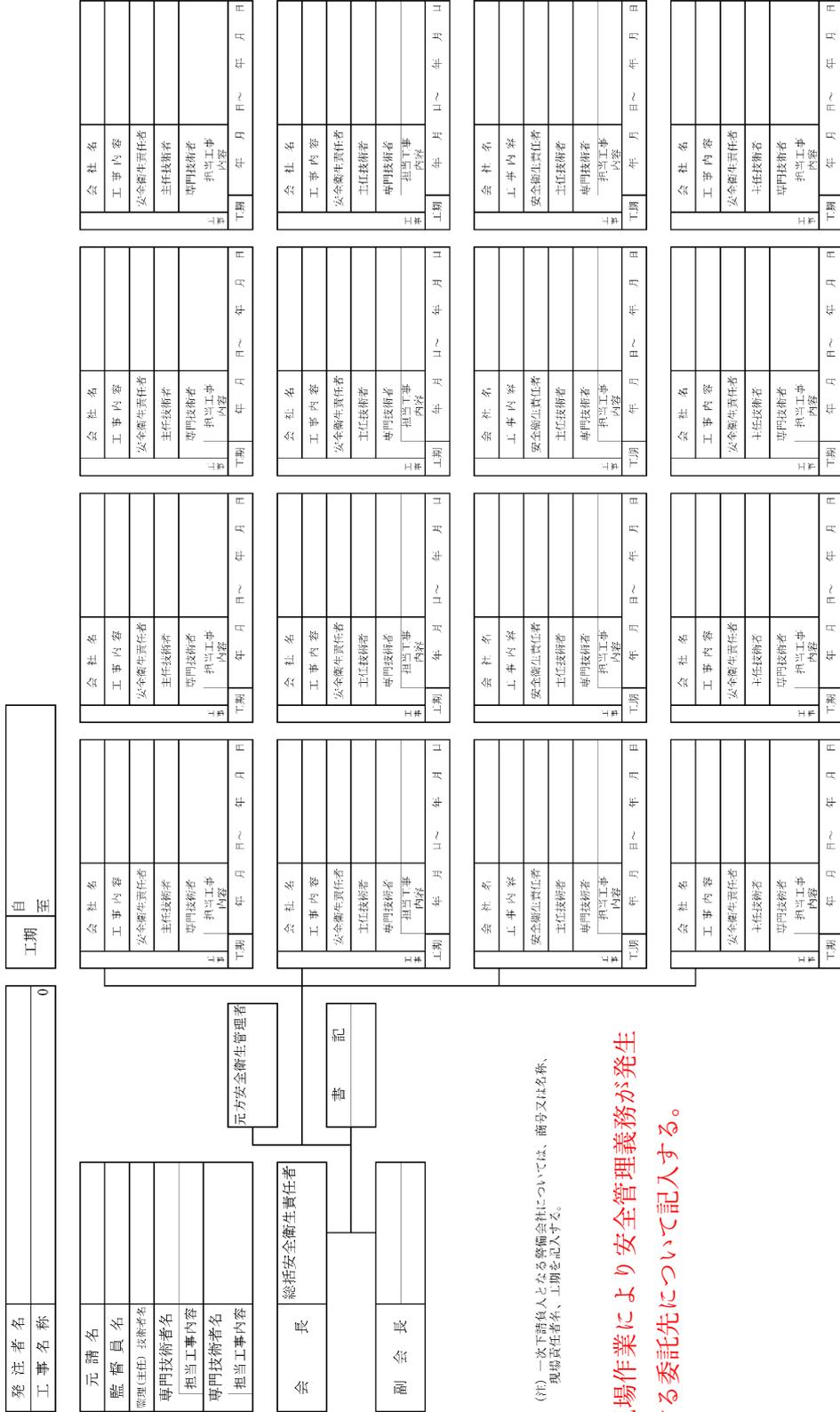
(以下、省略)

(改定後の記載対象)

●施工体制台帳・・・建設業者、一次下請けとなる警備会社

●施工体系図・・・建設業者、建設工事以外の委託先（警備会社、地質調査会社等）

工事作業所災害防止協議会兼施工体系図



(注) 一次下請負人となる警備会社については、商号又は名称、現場責任者名、工期を記入する。

現場作業により安全管理義務が発生する委託先について記入する。